

○国土交通省告示第八百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第七条の二第一項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を定める件（令和三年国土交通省告示第千三百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

		第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする者にあつては次の表一の上欄に掲げるもの（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとするもの）として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一及び表二の上欄に掲げるもの）とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請をする者にあつては次の表一及び表三の上欄に掲げるもの（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3の6(4)において適用する第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとするもの）として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一から表三までの上欄に掲げるもの）とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。
図書の種類	明示すべき事項	
(略)	(略)	
状況調査書（増築若しくは改築しようとする住宅について法第六条の二第三項の規定によ	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果	

改正前

		第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、次の表一の上欄に掲げるもの（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第3の6(3)②の基準に適合しようとするもの）として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一及び表二の上欄に掲げるもの）とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。
図書の種類	明示すべき事項	
(略)	(略)	
状況調査書（増築又は改築しようとする住宅について法第六条の二第三項の規定による確	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果	

る確認を行うことを求めようとする場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第六項若しくは第七項の規定による認定の申請に係る住宅について法第六条の二第三項の規定による確認を行うことを求めようとする場合)

二 (略)

図書の種類	明示すべき事項
工事履歴書	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容

第二 第一の表一から表三までの上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 (略)

第四 規則第七条の二第一項に規定する変更確認(以下この第四において「変更確認」という。)をしようとする場合にあっては、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、第一の表一から表三までの上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る同条第五項の確

認を行うことを求めようとする場合)

二 (略)  
(新設)

第二 第一の表一又は表二の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 (略)

第四 規則第七条の二第一項に規定する変更確認をしようとする場合にあっては、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、第一の表一及び表二の上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る法第六条の二第五項の確認書若しくは同項の住宅性能評価書又はこれ

認書若しくは同項の住宅性能評価書又はこれらの写しとする。ただし、変更確認の求めを当該求めに係る住宅の法第六条の二第三項の規定による確認を行った登録住宅性能評価機関と同一の登録住宅性能評価機関にしようとする場合にあっては、当該確認書若しくは当該住宅性能評価書又はこれらの写しは、変更確認のために必要なものではないものとする。

らの写しとする。

## 附 則

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十一号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。